

令和7年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 令和8年2月5日(木)
午後1時57分から午後3時3分まで
場所 一宮市保健所 4階 会議室

発言者	発言内容
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>定刻より少し前ではありますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和7年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます清須保健所次長の古川と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、清須保健所長の栗木からごあいさつ申し上げます。</p>
<p>事務局 (清須保健所所長)</p>	<p>みなさん、こんにちは。清須保健所長の栗木でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>本日は、皆様には大変お忙しい中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃、皆様にはそれぞれのお立場で、保健・医療・福祉行政の推進のため、格別の御理解と御支援をいただきまして感謝いたします。ありがとうございます。</p> <p>本日は暖かくなりましたが、長く寒波が居座ったり、週末も寒くなることを聞いています。インフルエンザは、昨年11月20日に愛知県が警報を出しています。12月にピークを迎え、以降減っていましたが、先週、定点では21.5と前週の1.5倍となってきています。</p> <p>さて、保健医療福祉推進会議でございますが、愛知県地域保健医療計画に定めます2次医療圏における保健医療福祉に関する施策につきまして、円滑かつ効果的に実行するために御意見を賜るとともに、関係者の皆様方との更なる連携を図ることを目的といたしまして、開催しているものでございます。</p> <p>本日は、2つの議題と3つの報告事項を用意してい</p>

	<p>ます。1つ目の議題としましては、令和6年度第2回の当会議におきまして、一宮西病院の災害拠点病院の指定に向けた御意向がありまして、その進め方について御承認いただいたところをごさいます、その後の経過の御報告とともに、地域としての御意見をまとめていただきたいと考えています。もう1つのテーマとしましては、来年度から尾張西部医療圏地域保健医療計画の中間見直しと2040年に向けた次期地域医療構想の策定に向けて取り組みたいと思っていますので、協議する場というものについて御協議をお願いしたいと思っています。</p> <p>地域の誰もがより健康で、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、皆様方の御協力をいただきたいと思っておりますので、限られた時間ではありますが、活発で忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1から資料4、資料5-1、資料5-2、資料6から資料8、参考資料1から参考資料4、資料配付のみの資料が3種類及び開催要領を配付させていただきました。</p> <p>また、当日配付資料として、令和7年度尾張福祉相談センター事業概要及び一宮児童相談センターの児童相談のあらまし令和7年度版を机上に配付しています。</p> <p>もし、不足しているものがございましたらお知らせくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>次に本日の出席者でございますが、御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来でございますが、時間の都合もございますので、御手元の名簿と配席図に代えさせていただきます。</p> <p>また、本日の会議運営につきましては、感染拡大防止の取り組みを3点御案内させていただきます。</p> <p>1点目ですが、委員の皆様が発言される際に、事務局からのマイクのお届けは見合わせていますので、発</p>

<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>言の際には、地声でゆっくりと発言していただくようお願い申し上げます。</p> <p>2点目ですが、筆記用具につきましては、机上に配付していませんので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>3点目は、机前にお配りしていますペットボトルのお茶につきまして、飲用した際は、お持ち帰りいただくよう御協力をお願いいたします。</p> <p>本日、傍聴者につきましては、3名の方がいらっしゃいます。会議の傍聴につきましては、御手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いいたします。</p> <p>次に議長の選出でございます。本会議の議長につきましては、配付してあります本会議の開催要領第4条第2項により、出席者の互選によって決定することとなっております。</p> <p>特に御異議がなければ、事務局といたしましては、一宮市医師会長の櫻井様をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>それでは、出席者の皆様の総意として、一宮市医師会長の櫻井様に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、議長として指名を受けた櫻井でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これから議事に入りますが、その前に委員の出欠状況及び本日の会議の公開、非公開の取り扱いについて、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>開催要領第4条第3項に基づき委員の出欠状況につきまして、報告いたします。</p> <p>本会議の構成員の人数は20名です。14時4分現在の出席委員数は18名、欠席委員数は2名です。</p> <p>以上のことから、開催要領第4条第3項に規定されている委員の過半数の出席がなされていることを報告します。</p>

	<p>また、当会議は、開催要領第5条第1項により、原則公開となっています。したがって、本日の会議は、全て公開で行いたいと思います。</p> <p>なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することになっていますので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの報告のとおり、本会議は、委員の過半数の出席がなされていることを確認いたしました。</p> <p>また、事務局からの説明があったとおり、全て公開で議論したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入ります。議事(1)災害拠点病院の指定に向けた地域の意見についてを事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所主査)</p>	<p>よろしく申し上げます。清須保健所の古池と申します。資料1の災害拠点病院指定申請書、資料2の災害対応力調査票、資料3の災害拠点病院（地域災害拠点病院）の指定に向けた取り組みについて、参考資料1の災害拠点病院（地域災害拠点病院）の指定に向けた進め方について、参考資料2の愛知県災害拠点病院設置要綱、参考資料3の別紙の災害拠点病院指定要件、それから資料配付をしています一宮西病院の整備状況を御用意ください。</p> <p>地域災害拠点病院の指定に向けたこれまでの経過と今後のスケジュールについて御説明させていただきます。</p> <p>資料3を御覧ください。これまでの経過になりますが、令和6年11月29日付けで、一宮西病院から災害拠点病院指定への意向書が提出されまして、令和7年1月22日に開催されました令和6年度第2回保健医療福祉推進会議において、参考資料1をもとに協議を行いまして、2ページ目の6の(2)に記載されているとおり、地域の意見を集約していく流れについて承認が得られたことになっています。</p> <p>今日現在の状況につきましては、6の(2)の③のところに、地域災害医療部会において賛成となった計画に</p>

については、圏域保健医療福祉推進会議において地域の意見を集約していく流れとなっています。

それでは資料3にお戻りください。最初に地域の関係機関等に対して、個別に協議を開始することとされていますので、一宮西病院の説明をもとに地域の関係機関との協議が進みました。そして、令和7年9月19日付けで一宮西病院より、参考資料2にある愛知県災害拠点病院設置要綱と参考資料3にあります災害拠点病院指定要件に合致している災害拠点病院の指定に係る申請書、そして、調査票が提出されました。

その後は、昨年11月10日に開催いたしました尾張西部区域地域災害医療部会において、一宮西病院の指定について協議を行いまして、全員賛成という結果になっています。

また、本日、資料配付させていただきました資料につきましては、一宮西病院から提出されました調査票と昨年12月18日に県の医務課、一宮市保健所及び清須保健所が合同で実施しました実地検査の結果をもとに、医務課において作成した整備状況のまとめになっています。

資料3にお戻りください。2つ目の今後のスケジュールですが、本会議での意見の聴取の後に、結果を県の医務課に提出することになります。この意見につきましては、参考資料2の愛知県災害拠点病院設置要綱の第2条第2項にあります、指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会5事業等推進部会の意見を聴くものとする、とされていますので、愛知県医療審議会5事業等推進部会には、地域の意向を踏まえたうえで、個別に判断されることになってまいります。このことから地域の意見を集約していくものです。

本日は、この後、一宮西病院の方から資料1及び災害拠点病院指定要件を反映しています資料2について御説明をお願いしています。

本議案は、災害拠点病院への指定に向けて、委員の皆様にご意見をいただき、地域の意見として集約していきたいというものになります。それでは、一宮西病院からの説明をお願いいたします。

一宮西病院
病院管理部主任

一宮西病院病院管理部の田中と申します。本日はよろしくお願いいいたします。災害拠点病院の御審議をいただくにあたり、資料1及び資料2に基づき説明をさせていただきます。

資料1をお願いいいたします。当院は、災害拠点病院の指定を希望させていただくため、令和7年9月19日付けで社会医療法人杏嶺会理事長上林弘和から一宮市保健所長様へ災害拠点病院指定申請書及び災害対応力調査票を提出させていただきました。

資料2をお願いいいたします。災害対応に対する説明をさせていただきます。当院は、平成21年11月に一宮市開明に移転し、令和5年7月に新棟を増築し、延べ面積が78,938㎡となり、病床数は801床で、37の診療科を標榜しています。

2ページをお願いいいたします。病棟につきまして、集中治療室を8室、救急診療に必要な診療棟は、診察室9室、検査室1室、レントゲン室4室、手術室12室、人工透析室1室を設けています。簡易ベッド等の備蓄につきまして、防災倉庫にて保管しており、災害時に重症患者を応急的に収容するスペースとして、A棟の1階とB棟の1階をあわせて3,585.4㎡となっています。救急医療提供体制につきましては、救急告示の指定を受けていまして、輪番により2次救急医療体制を整えています。

3ページをお願いいいたします。耐震化につきまして、建物は耐震構造で、浸水対策につきましては、止水板にて対応をしています。なお、電気設備等は3階に設置されています。

4ページをお願いいいたします。ライフラインにつきまして、通信確保については、衛星電話のドコモワイドスターⅢ、データ通信のKDD I スターリンクをB棟の3階に設置し、EMISによる被災状況の報告及び情報収集を行うことが可能でございます。

5ページをお願いいいたします。②の電力の確保につきまして、各棟合わせて4,125kVAの出力の自家用発電機にて、通常使用時の60%の電力を確保しています。また、救急医療に必要な機器、給水設備、電子カルテシステムは72時間の稼働が可能でございます。

6ページをお願いいいたします。備蓄・流通につしま

	<p>して、入院患者及び職員の飲料水や食料の備蓄量は 3 日分、入院、外来患者、オペ用及び人工透析患者用の医薬品の備蓄量も 3 日分を確保しています。また、優先供給体制につきまして、食料、飲料水、医薬品、燃料は、各業者と提携をしています。患者移送に必要なヘリポートにつきましては、B 棟屋上に設けられ、速やかに処置室への移動が可能となっています。</p> <p>7 ページをお願いいたします。医療機器等の保有状況につきまして、災害時救命救急医療に必要な医療機器、医療備品及び運搬車両について、表に記載の数量を保有しています。また、災害時の対応機能につきまして、24 時間緊急対応が可能であり、被災地からの傷病者の受け入れ拠点としても使用可能でございます。</p> <p>8 ページをお願いいたします。DMAT につきまして、現在は保有がありませんが、愛知県から研修の受講許可を受けた後、隊員予定者に研修を受講させ、体制を整えて参ります。なお、地域の医療機関への支援体制につきまして、応急用資機材の貸出フロー等を作成し、災害時における地域の医療機関への支援及び訓練ができる体制を整えて参ります。</p> <p>最後に、広域 2 次救急医療圏において、当院が災害拠点病院として必要と考えている理由につきましては、南海トラフ地震を想定した医療救護行動マニュアルでは、受援側と支援側の考え方が導入されており、尾張西部区域は、海部区域に対して、支援側に位置付けられ、医療体制の整備が求められています。大規模災害時には、病床確保と医療支援体制の強化が不可欠であります。当院が災害拠点病院の指定を受けることで病床不足の解消につながり、地域中核災害拠点病院と連携し、尾張西部区域の医療体制強化に貢献できると考えています。</p> <p>説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、御意見、御質問等ないということで、採</p>

<p>議長</p>	<p>決を行いますので、一宮西病院の関係者の皆様は、一旦、退出をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議題(1)について、開催要領に基づき採決を行います。</p> <p>議題(1)、災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた地域の意見については、説明のとおり承認とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【賛成者 挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認めます。</p> <p>よって、本議案は、全員一致で事務局案が承認されました。</p> <p>では、採決が終わりましたので、一宮西病院の関係者の皆様に入室していただくようお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた地域の意見についてですが、意見を県へ提出するにあたり、意見書の確認につきましては、議長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】 の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、確認につきましては、議長一任とさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議題(2)の地域保健医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定に向けた地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置についてを事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (清須保健所主査)</p>	<p>清須保健所の古池です。引き続きよろしく申し上げます。説明に入らせていただく前に、恐れ入りますが、資料の訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>資料4の令和8年度尾張西部医療圏(構想区域)地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置について</p>

てを御用意ください。こちらの資料の1ページの左側の②に、今後のスケジュール（予定）となっておりますが、太字で、地域医療構想推進委員会の委員長に確認となっているところを保健医療福祉推進会議の議長に確認ということで、修正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。

それでは説明に入らせていただきたいと思います。資料4の令和8年度尾張西部医療圏（構想区域）地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置についてと参考資料4の令和6（2024）年3月に公示されました尾張西部医療圏地域医療計画に関する資料を御用意ください。

それでは、資料4の2ページを御覧ください。1の趣旨になりますが、2026年は、愛知県地域保健医療計画の3年目にあたるため、中間見直しを行います。また、2040年に向けた次期地域医療構想の策定も予定しています。

2の見直し及び策定方針（案）についてですが、今後、国から提示される予定の医療計画の中間見直しを行うための医療計画作成指針や次期地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて進めていくこととなります。ガイドライン等につきましては、国において検討が進められているところになりますが、現時点で判明している情報から想定しているスケジュールや協議体制等について3から5に記載しています。

医療計画につきましては、(1)のアとしまして、一般病床及び療養病床、精神病床、感染症病床並びに結核病床の整備の基準となります基準病床数については、国において地域医療構想における将来の病床の必要量との関係の整備が検討されていること等を踏まえまして見直しを行いたいと考えています。

イとしまして、現行の医療計画に掲載されているデータや現状の時点修正等を行い、必要に応じて、課題や今後の方策、指標につきまして見直しを行うことを考えています。

ウとしまして、本県が介護保険事業支援計画として策定しています愛知県高齢者福祉保健医療計画につきましても、医療計画の中間見直しと同時に見直しが行われますので、整合性を図りたいと考えています。

エとしまして、在宅医療対策、外来医療対策、医師確保対策につきましては、医療法において3年で見直しを行うこととされています。なお、外来医療計画と医師確保計画につきましては、医療計画の一部として策定していきます。

オとしまして、政策的に関連が深く、医療計画に定める内容と重複する他の計画につきましても、医療計画の一部として一体的に策定することを検討しています。

(2)の地域医療構想につきましては、アとしまして、現行の地域医療構想は、医療計画の一部として策定していますが、次期地域医療構想は、医療計画の上位概念に位置付けることになっています。

また、イとしまして、次期地域医療構想においては、現行の将来の病床数の必要量、病床の機能分化、連携の推進に関する取り組み等に加えて、地域の医療提供体制全般の将来の方向性や将来の医療機関機能の確保の在り方などを定めることとなりますが、令和8年度については、まず、将来の方向性や将来の病床数の必要量の推計等を行う予定としています。

3の協議体制です。今回は、医療計画の中間見直しと地域医療構想の策定の作業を同時に進めることとなりますので、図のような体制で協議することをイメージしています。

まず、一番下になりますが、地域医療構想・医療計画策定部会を設置し、各圏域の地域医療構想及び医療計画圏域項目について、最初の検討を行います。

次に下から2番目になりますが、医療計画については、圏域保健医療福祉推進会議、地域医療構想については、地域医療構想推進委員会において協議を行います。

その次に下から3番目になりますが、愛知県医療審議会の医療体制部会において、県単位の地域医療構想と医療計画について審議します。

最後に一番上になりますが、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただく流れになります。

4の今後のスケジュール(予定)について、こちらも現時点での想定になりますが、今年度中に地域医療構想策定ガイドライン等が国から示される予定です。

ので、今年の2月16日に医療体制部会を開催し、医療計画及び地域医療構想の基本方針及び作成要領の検討をしたうえで、3月30日に開催を予定しています医療審議会において決定する予定としています。

なお、今年の1月22日に開催しました尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会において、地域医療構想に関する協議として地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置につきましては、承認されていることを申し添えさせていただきます。

また、枠外の※に記載のとおり、2025年度中に医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが国から示される予定ですが、国の検討状況次第では、後ろ倒しになる可能性がありますので御承知おきください。

次に5の見直し及び策定工程です。こちらも現時点での想定ではありますが、策定ガイドライン等の内容により変更となる可能性がないわけではありませんが、①から③の会議体で素案を検討させていただき、④から⑥の会議体で試案検討をさせていただきます。⑦の医療審議会では原案を決定し、関係団体への意見照会及びパブリックコメントを実施することを考えています。そちらの結果を受けまして、⑧及び⑨の会議体で修正案を検討し、⑩の医療体制部会で最終案を決定し、⑪の医療審議会において答申をいただき、作成を行う流れになります。

本日は、国における進捗状況の遅れを踏まえまして、確認できる範囲の協議を進めたいと考えています。

①ですが、次期地域医療構想の素案や愛知県地域医療計画の圏域項目案について、各地域の意見を聴取するため、保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会のもとに、地域医療構想・医療計画策定部会を設置する。

②につきまして、今後のスケジュール（予定）ですが、令和8年3月に、医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドライン等が示された後、保健医療局健康医務部医療計画課より地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の委員構成の方針が示されます。

3月から4月にかけて、清須保健所において、地域

<p style="text-align: center;">議長</p> <p style="text-align: center;">社会医療法人大雄会 理事長</p>	<p>医療構想・地域保健医療計画策定部会の委員を選出後に、保健医療福祉推進会議の議長に確認を行います。</p> <p>同じく、3月から4月に地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の委員の皆様へ、地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置を御案内させていただきます。</p> <p>令和8年度からは、地域医療構想・地域保健医療計画策定部会を順次開催させていただきます。</p> <p>なお、選出する委員の考え方になりますが、県からは、参考資料4の令和6(2024)年3月に公示されました尾張西部医療圏地域保健医療計画を策定した際の地域保健医療計画策定委員を基本として考えてもらいたい旨の説明がありました。その時の委員につきましては、1ページ右側の③に記載してあります医療機関と関係機関に委員を選出していただいています。</p> <p>本日は、地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置について御提案させていただきまして、部会の委員構成及び選出につきましては、事務局及び議長に一任いただきたいと考えています。</p> <p>なお、資料の3ページから5ページにつきましては、国の検討会の資料の抜粋となっています。3ページが、新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要になります。4ページについては、新たな地域医療構想と医療計画の進め方で、5ページが、地域医療構想と医師偏在対策等に関する検討体制と検討会スケジュールとなっています。説明は以上です。</p> <p>ただ今の説明について、何か御意見、御質問等がありましたら、お願いします。</p> <p>大雄会の伊藤です。教えていただきたいのは、地域医療構想・地域保健医療計画策定部会を設置するということですが、これの開催頻度、それから目的や目標を明確なロードマップにして出していきたい。</p> <p>おそらく策定部会は、相当重要なこの地域における医療機能を整備する役割を果たすはずで。</p> <p>ここまで2025年に向けてやってきた地域医療構想調整会議というのは、残念ながら機能していない。日本全体でも機能していない。というのは、国の会議の</p>
--	--

<p style="text-align: center;">事務局 (清須保健所主査)</p>	<p>中でも言われていることです。しかも、そんなに時間があるわけでもない。一つの目途が、2028年と2040年。1年に1回、2回の会議では、全く意味がない。</p> <p>おそらく様々なデータが、国から示されていますし、毎月データを出しながら、県が示すことになっているはずですが。ものすごく膨大なデータを処理しながら進めていかなければならないはずなので、具体的な部会の開催に関するプランを教えてくださいと思います。</p> <p>地域医療構想と地域保健医療計画策定部会の設置をした後のロードマップということで、資料4の2ページを御覧ください。</p> <p>5に記載しています①から⑩というのが、令和8年度の策定に向けたロードマップで、粗いものにはなりますが、現在お示しできるものになっています。</p> <p>地域医療構想が、医療計画の上位概念になっていることを御説明させていただきましたが、そのような体制になるということ踏まえまして、地域医療構想と医療計画策定部会を同時に、同じ会議体で、議論をしていくという考え方になっています。</p> <p>5の表では、地域医療構想・地域保健医療計画策定部会を①④⑧で設定させていただいてまして、①で、地域医療構想の素案の検討を行い、その後は、地域医療構想推進委員会、医療体制部会、その次に、④で、医療計画と地域医療構想の試案を検討します。その試案検討したものを当地域ですと、地域医療構想推進委員会で試案の協議、圏域保健医療福祉推進会議でも試案の協議を踏まえて、県の医療体制部会で試案の決定、医療審議会が原案の決定という流れにさせていただいています。</p> <p>関係団体への意見照会、パブリックコメントを踏まえた後、⑧地域医療構想・地域保健医療計画策定部会を開催しまして、修正案の検討、それを踏まえた修正案の協議、地域医療構想については、地域医療構想推進委員会、医療計画については、圏域保健医療福祉推進会議で実施させていただきまして、県の医療体制部会で最終案の決定、そして、医療審議会の答申といった流れのロードマップで考えています。</p>
--	---

	<p>開催させていただく時期については、国のガイドライン、医療計画の作成指針が後ろ倒しで遅れている関係上、具体的に何月頃にとというのがお示しできない状況にありますが、こちらの5の表の①から⑩については、令和8年度の中で、バランスのとれた形で配置しながらやっていきたいと考えています。</p> <p>また、国から作成指針やガイドライン等がお示しされた際には、最初の地域医療構想・地域保健医療計画策定部会等でそちらの御説明も含めて、皆様に御理解していただきたいと思っていますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>社会医療法人大雄会 理事長</p>	<p>ありがとうございます。年に3回やるというお話は聞いたのですが、先程も申し上げたように、策定部会で、具体的なことを決めるとするならば、毎月開催してもおそらく追いつかないと思います。医療機関が少数の区域では方向性もすぐに決まり、議論の中身も少ないはずなので、そんなに頻繁に開催しなくても良いと思いますが、大都市や中核市に関しては、非常に大きな議題といたしますか、テーマが多すぎて、まとまりきらないことが示唆されていて、3回の会議では、おそらく何も決まらないと思います。これをどうやって対応していくか、具体的に教えていただきたいと思っていますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>何か回答できることがあれば、回答をお願ひできますか。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>資料4の5というのは、県庁の医療計画課が基本的な部分として、各圏域に示してきたものですが、どれくらいの頻度でやっていくかということについては、皆様と話し合いながら、圏域ごとに違いもあると思いますので、それに応じて対応を可能な限りしたいと思います。こういった形で集まって、毎月できるかということについては、難しい面もあるかもしれませんが、意見交換が少しでもたくさんできるような形で工夫して参りたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>重要な課題ということをしっかり認識していただ</p>

<p>社会医療法人大雄会 理事長</p>	<p>いて、スケジュールが、すぐには組めないこともあるかと思いますが、事情を考慮して。疑問等に答えられるように、手助けをよろしくお願いいたします。</p> <p>何か他に御意見はございますでしょうか。</p> <p>策定部会としては、3回でも4回でも良いとは思いますが、実務者の打ち合わせが必要なんです。</p> <p>2025年までの話とは全く違うので、2040年に向けての話は、全く何もない更地のところへ外来機能も含めて、どうやって医療機関を残していくのかという話し合いをするのに、実務者が、相当煮詰めて話をしないといけない。</p> <p>それと、2028年や2035年とお尻が決まっている中でできるのか。そういう質問でございます。</p> <p>したがって、策定会議の3回は3回で良いですが、それを受けての実務者の打ち合わせ会議というものを毎月開いても間に合わないのではないかと大変懸念しているということを記録に残しておいてください。以上です。</p>
<p>事務局 (清須保健所所長)</p>	<p>ありがとうございます。今日、示せるスケジュールがこれだけしかなくて、国のガイドラインも踏まえるので、スタートが決められないということがあります。</p> <p>先生のおっしゃったことは、充分理解していますし、また、連絡申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>実務者会議のような部会を作れるなら作っていただいて、懸念を取り除いて進めていただきたいと思います。他に御意見はよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>議題(2)の地域保健医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定に向けた地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置については、説明のとおり承認とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【賛成者 挙手】</p>

議長	<p>举手全員と認めました。</p> <p>よって、本議案は、全員一致で、事務局案が承認されました。</p> <p>しっかりとした対応をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、この地域保健医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定に向けた地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置についてですが、今後は地域医療構想・地域保健医療計画策定部会を設置して、検討をしていくということで、部会構成員につきましては、議長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議長一任とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、議題を終了させていただきます。</p>
議長	<p>次に、報告事項(1)の愛知県地域保健医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新についてを事務局から説明してください。</p>
事務局 (清須保健所主査)	<p>資料 5-1 の愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について（令和 8 年 1 月 6 日現在）と資料 5-2 の別表（医療計画に記載されている医療機関名）を御用意ください。</p> <p>それでは、資料 5-2 を御覧ください。表紙の右上に更新日の記載がありますが、今回は、令和 8 年 1 月 6 日更新の報告となります。前回は、令和 7 年 8 月 5 日更新でしたので、8 月 5 日の更新から今回の 1 月 6 日の更新について、変更点を御説明させていただきます。</p> <p>表紙の裏面になりますが、目次が載っておりますが、尾張西部医療圏については、13 ある項目の内、7「新興感染症発生・まん延時における医療」の体系図に記載されている医療機関名、9「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名、13 多様な精神疾患等</p>

に対応できる精神科医療機関名の3項目について変更がありました。

これらの変更点を抜き出したものが資料5-1になります。

変更部分について、資料5-1で御説明させていただきますので御覧ください。

7「新興感染症発生・まん延時における医療」の体系図に記載されている医療機関名の変更になります。一宮西病院が、自宅療養者支援の協定指定医療機関に追加をされたということで変更になっています。

次に9「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名の変更です。令和7年7月1日現在の状況で整理されていますが、正常分娩等軽微な場合を扱う地域周産期医療施設に変更がありまして、足立産婦人科が分娩を実施している医療機関から健診のみを実施している医療機関に変更となっています。

また、健診のみを実施している医療機関に、一宮市内の佳ウィメンズクリニックが追加されました。

そのため、分娩を実施している医療機関の診療所の件数が、1件減って6件となり、健診のみを実施している医療機関の診療所が、2件増えて6件になりました。

なお、尾張西部医療圏のハイリスク分娩等重篤な場合を扱う地域周産期母子医療センターと最重篤な場合を扱う総合周産期母子医療センターに変更はありませんでした。

2ページを御覧ください。13多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名の変更になります。こちらは、公表する集計項目に変更がありまして、下線で表示させていただいていますが、児童・思春期精神疾患については、専門療法の通院・在宅精神療法の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準に該当に加えて、通院・在宅精神療法の児童思春期支援指導加算の施設基準に該当する場合、それからPTSDについては、通院・在宅精神療法の心理支援加算の施設基準に該当する場合を専門療法の実施医療機関として、公表する対象という整理がされました。

それでは、(1)各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院についての変更を御

説明します。

こちらは、愛知県医療機関医療機能アンケート調査を県において令和7年6月に実施したところ、上林記念病院において、認知症の専門療法と児童・思春期精神疾患専門療法②及びPTSDの専門療法が追加されています。

いまむら病院は、統合失調症とうつ病・躁うつ病（双極症）と認知症の入院対応を含めた専門的治療と専門療法が新たに追加されています。

稲沢厚生病院は、高次脳障害の専門的治療ができる項目の追加がありました。

北津島病院は、統合失調症とうつ病・躁うつ病（双極症）及び認知症の専門的治療の項目について、入院対応ができる専門的医療機関として変更されています。また、高次脳機能の専門的治療の項目は削除されています。

次に3ページを御覧ください。各精神疾患に対して専門的治療を実施している診療所についてまとめたものです。こちらについては、(1)で御説明しました各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院と同様に、愛知県医療機関医療機能アンケート調査を県において令和7年6月に実施し、変更内容を整理したものになっています。

一宮市内のセベ心療クリニックについては、削除され、そよ風クリニック、はるかメンタルクリニック及び稲沢市内のいなざわこころのクリニックが新たに追加されています。

各精神疾患に対して実施されている専門的治療は、表のとおりとなっていますが、一宮市内では、中村メンタルクリニックが摂食障害（摂食症）の専門的治療を中止し、一宮むすび心療内科が発達障害（神経発達症）の専門的治療を中止しています。とみつかクリニックでは、統合失調症とうつ病・躁うつ病（双極症）及び認知症の専門療法を中止するとともに、認知症、発達障害（神経発達症）、PTSDの専門的治療を中止しています。なお、稲沢市の癒やしの森メンタルクリニックについて、変更はありませんでした。

また、13多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名の(2)で、各精神疾患に対して専門的治療を实

	<p>施している精神科外来のある病院の尾張西部医療圏の部分については、該当医療機関のないまま変更はありませんでした。</p> <p>資料5-2については、更新後の別表になっていますので参考にしてください。説明は以上になります。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>続きまして、報告事項(2)の令和7年9月30日現在の介護保険施設等の既存数についてを事務局から説明してください。</p>
事務局 (一宮市福祉部介護 保険課課長)	<p>一宮市介護保険課長の滝野と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。</p> <p>資料6に基づきまして御説明いたします。</p> <p>1 ページ目の下段の介護老人保健施設の表の上から4行目の尾張西部ですが、2025年度の整備目標の1,185に対しまして、承認済入所定員総数が1,085となっています。1番右の列の2025年度整備に当たっての差引数は100となっています。</p> <p>理由としましては、定員100人の介護老人保健施設が、令和7年4月30日に廃止になったことによるものでございます。</p> <p>施設名は、夢眠いちのみやで、報道されましたとおり、運営法人であります医療法人が破産したことが廃止理由でございます。</p> <p>入所者全員につきまして、近隣の特別養護老人ホーム等に引き継ぎが完了し、現在は、ホスピスになっています。</p> <p>続いて、同じ資料6の3ページ目をお願いいたします。3ページ目の混合型特定施設入居者生活介護につきまして、尾張西部で差引数が24となっています。</p> <p>こちらは、有料老人ホームたんぽぽ森本の家という混合型特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームが、令和7年5月31日に廃止になったことによるものでございます。</p> <p>当該施設の定員が35人でしたが、混合型の入所定員については0.7を掛けてカウントするよう愛知県の</p>

	<p>要領で定められていますので、差引が 35×0.7 の 24 人となっています。</p> <p>なお、当該施設が廃止となった後は、通常の住宅型有料老人ホームへ変更となっています。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>続きまして、報告事項(3)の尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況についてを事務局からお願いします。</p>
事務局 (清須保健所主査)	<p>資料7の令和7年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会(令和7年12月3日(水)開催)の状況についてと資料8の令和7年度第3回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会(令和8年1月22日(木)開催)の状況についての資料を御用意ください。</p> <p>昨年8月20日に開催しました前回の本会議以降に開催しました地域医療構想推進委員会の状況について御報告させていただきます。</p> <p>資料7を御覧ください。令和7年12月3日に、令和7年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会を開催しました。</p> <p>こちらの会議では、議題はなく、次の7点の報告事項を行いました。(1)医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について、(2)非稼働病棟の現状について、(3)非稼働病棟を有する医療機関等の状況について、(4)地域医療構想の現状について(令和6年度病床機能報告結果を含む)、(5)医療機器の共同利用について、(6)令和7年度地域医療構想の進め方に関する研修会(高齢者救急医療)について、(7)保健医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定についてを行いました。</p> <p>資料8を御覧ください。こちらは、令和8年1月22日に開催しました令和7年度第3回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会をまとめた資料になります。2つの議題と3つの報告事項を行いました。</p>

	<p>議題については、1 つ目が紹介受診重点医療機関の決定について、令和 7 年度外来機能報告結果により、紹介受診重点医療機関の協議を実施し、一宮市立市民病院と総合大雄会病院を紹介受診重点医療機関と決定し、公表することに合意が得られました。</p> <p>2 つ目に地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置についてですが、次年度に、地域保健医療計画の中間見直しと次期地域医療構想の策定に向けた協議を行うために、地域医療構想推進委員会における協議前の内容の検討が必要になるため、地域医療構想・地域保健医療計画策定部会の設置について協議を行い、承認されました。</p> <p>報告事項については、(1)かかりつけ医機能報告制度の協議の場について、(2)医療機器の稼働状況について、(3)医療施設等経営強化緊急支援事業(病床数適正化支援事業)についてを行いました。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、事務局、その他として何かありますか。</p>
事務局 (清須保健所次長)	<p>はい、事務局から 1 点お願いしたいことがございます。配付してあります令和 7 年 9 月 30 日現在の既存病床数の資料、一般病床及び療養病床の病床整備に関する考え方の資料、令和 7 年度尾張福祉相談センター事業概要及び一宮児童相談センターの児童相談のあらまし令和 7 年度版の 4 種類の資料につきましては、お帰りになられてから、お時間のある時に御覧いただければと思います。</p> <p>また、疑問点等ございましたら、それぞれの行政機関であります清須保健所、一宮市保健所、尾張福祉相談センター、一宮児童相談センターまで御連絡いただければ、御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 出席委員の皆様から他に何か御意見等がございます</p>

<p>議長</p>	<p>したら、お願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことに御礼申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局へ進行を戻しますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして、清須保健所長からごあいさつを申し上げます。</p>
<p>事務局 (清須保健所所長)</p>	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>皆様方には、今後ともこの地域の保健、医療、福祉の推進に関しまして、引き続き、御支援、御協力をいただきますようお願いいたしまして、簡単ですが、閉会の御礼のあいさつとさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (清須保健所次長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>会議の冒頭に申し上げましたが、本日の会議の内容につきましては、後日、会議録として、愛知県のホームページに掲載することにしてはいますが、掲載内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくこととしていますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、令和7年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>

